

PTAと人権

令和2年10月
西宮市立上ヶ原小学校 PTA 教養人権部

I はじめに

人権にも様々な側面があり、当PTAが重視した観点との関係で、人権概念について説明する。

1 人権概説

近代的な人権概念は、「単に人間であるということに基づく普遍的権利」などと言われる。

ここにいう「権利」とは、本来的には、対国家（地方公共団体を含む）的なものである。過去、一般国民は国家権力（君主）から厳しく統制を受けていたが、次第に国民が力を有することとなり、国家が国民に対し約束した事柄をルール化することにより、近代的な憲法が生まれた。

憲法は、国家と国民との間の最も基本的なルールとして、国内の法規範の最上位に位置するものであり、憲法に反するすべての法令は無効である。従って、憲法に定められる各種人権は、法令によっても侵すことのできない、国家が国民に対して約束した権利である。

現代では、人権概念・人権意識の一般化に伴い、人権は、対国家のみならず、一般私人の社会の中でもルールとしての役割を果たすようになり、私人の間にも人権規定の適用があるとされている。

2 人権が保障されない社会

たとえば江戸時代の状況を考えてみる。

- ・国民には固定化された上下身分関係が存在した（平等権の欠如・職業選択の自由の欠如）。
- ・一般国民が、将軍や藩主を表立って批判することは不可能であった（表現の自由の欠如）。
- ・表立ってキリスト教を信仰することは許されない（信教の自由の欠如）。
- ・一般国民が将軍や藩主選びに関与することなどできない（参政権の欠如）。

江戸時代とはいわず、数十年前の大日本帝国憲法の下でも、貴族という特権階級が存在し、国家に不利益な宗教・思想・表現は弾圧され、女性に参政権も無かったのである。

上記のような具体例を見れば、人権が保障されない社会がいかに生きにくいものであるかは容易に理解できることであろう。国民一人一人が、人権の重要性・意義を十分に理解することが望ましい。

3 弱者のための人権

もともと、国家という強大な権力を制限するために人権概念が生まれた。すなわち、人権は弱者のために生まれたものである。新たな人権問題が生まれる時、そこには弱者がいる。

戦後、男女平等が進められてきたが、そこでは社会的弱者である女性がいる。近時、知る権利が人権として認められ、各種法整備が行われてきたが、そこでは国の持つ情報にアクセスできない情報弱者である一般国民がいる。近年のLGBT問題・外国人排斥問題（ヘイトスピーチ）・新型コロナウイルスにおける感染者等に対する差別問題などの場面では、いずれも少数者の立場にある弱者がいる。

いつ自分が弱者の立場になるかは分からない。自分や自分の子供がコロナウイルスに感染した場合、LGBTであると認識した場合などを考えてみたとき、何の不安も無く、これらの事実を他人に話せるだろうか。もしこれらを他人に話すことに躊躇するようであれば、それは自分や自分の子供が社会的少数者として、他人から差別的な視線を向けられるのではないかという不安があるからではないだろうか。このように考えれば、弱者に対する差別の不安の存在や、人権の重要性も理解可能である。

PTA活動も発言力の強い者に流されがちな部分があり、「弱者のための人権」の視点は重要である。

II PTAにおける人権問題

1 PTAにおけるルール

「こういうルールになっている」「これがうちのPTAの伝統」・・・PTAにおいてよく耳にする言葉ではないだろうか。さも当然のようにこうしたことを述べる者もいるが、当然のことなのだろうか。「ルール」は誰が決めたのか？「伝統」は絶対に守られねばならないのか？

PTAにおいて、絶対に守られねばならない大原則は、以下の点に尽きるのではないかと考えられる。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 憲法をはじめとする法令遵守② 民主的な制度（多数決）に基づき、基本的な運営決定が行われること③ 学校の存在を前提とした組織であることに伴う制約 |
|---|

①はPTAに限らず当然のこと、②③はPTAの性質から当然必要となることである。

憲法が最上位の規範であることから明らかなように、ルールには上下関係がある。「(どのように決まったかよく分からない)ルール」「伝統」「みんなの言うこと」などは、絶対的・普遍的に重要なものとは言いえない。上記①～③を最低限守ることこそが重要な大原則というべきである。

こう書くと、「PTAは社会教育を目的とする団体であるから、保護者に対し教育の機会を提供すべきという点も大原則」¹とか、「PTA活動には地域との協力が不可欠であるから、地域との協力も大原則」などと思う方もおられるかもしれない。しかし、こうしたことを義務付ける法律などはないから、こうした点は「こうであってほしい」という理想・願望である。こうした理想・願望は、伝統などと同様、上記①～③が守られることを前提として実現すべき事柄である。

2 PTAにおいて生じ得る人権問題

(1) PTA活動に関係する者の意識

上記①～③がPTAにおける大原則として最低限守るべきと考えられるが、各PTAでは、これらをどこまで意識して活動できているだろうか。

当PTAでは、昨年度、「この点には法律上の問題がないか」という意見に対し、「法律上はそうかもしれないが、うちのPTAの伝統は違う」という意見が出されたことがあった。

また「1人でも深刻な悩みを抱える人を出すべきではない。人権侵害のようなことがあってはならない」という意見に対し「PTAは地域とも関連しており、地域全体を考えねばならない。一部、大変な思いをした人がいても、地域全体を考えれば小さなこと」という意見が出されたこともあった。

上記の例では、法令遵守という大原則よりも「伝統」や「理想」を優先しようとする人が存在している。他校PTAにおいても、似たような場面に遭遇することはよくあるのではないだろうか。

(2) 生じ得る人権問題の具体例

PTAで生じ得る人権問題として、以下のようなものが考えられる。²

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① PTA加入の意思確認を行わず保護者全員を会員とし、会費も自動的に引き落とす。
→自己決定権、知る権利、財産権の侵害になりえる。② 適切な手続によらず、会員に義務（役割ノルマ等）を課す、あるいは義務があると思わせる。
→自己決定権、知る権利の侵害になりえる。③ PTA会員ではない子供に対し、会員の子供と異なる取扱いをする。
→平等権侵害、公平に教育を受ける権利の侵害となりえる。④ 委員選出時、委員を引き受けない会員に対し、その理由を説明させる。
→プライバシー権の侵害になりえる。⑤ PTA会員間で、PTAに関する考え方が違う者に対し、個人攻撃・悪評の流布等を行なう。
→人格権（名誉権等）の侵害になりえる。 |
|---|

①について、PTAは民間団体であり、保護者にはPTAに加入する義務などないのだから、保護者は、加入の意思表示をして初めてPTA会員になるはずである。このような取り扱いは保護者の自己決定権（憲法13条）を侵害している可能性がある。またPTAが、保護者に対しPTA加入は任意で

¹ 「保護者に対する教育の機会の提供」というのは、国の要請で全国で一斉にPTAが発足した時期（昭和22年頃）から言われていたことである。昭和22年というと、日本国憲法が公布されて女性に選挙権が与えられ、現代的な意味での民主主義が開始された年であり、学校教育も大きく変わった時期である。民主主義を根付かせたいという国側の要望や、学校教育も大きく変わったことを背景に、保護者向けの教育が重視されたのだろうが、現在とは全く状況が異なる。従って、現在において「保護者に対する教育機会の提供」をどこまで重視すべきか、疑問はある。

² 下位規範である法律違反の問題として扱うことが通常かもしれないが、憲法上の人権問題と考えることも可能。

あることを説明せず、保護者の「PTA に加入しなければならない」という思い込みを利用して加入扱いとすることは問題であり、保護者が知るべきことを故意に知らせないことにより、保護者の知る権利（憲法 21 条）を侵害する可能性がある。何の説明・手続きもないまま PTA 加入扱いとし、会費を自動引き落としなどで徴収することは、会員の財産権（憲法 29 条）侵害となりえる。

②について、人は原則として自由であるから、人に何らかの義務を課すには、法的根拠が必要である。PTA であれば、総会あるいは総会で会員に義務を課すことが認められた機関によらねば、会員に義務を課す法的根拠があるとはいえない（多数決団体のため）。従って、PTA が、何ら総会での手続を経ないまま、会員に義務を課すことは、会員の自己決定権を不当に侵害することになりえるし、明確に会員に義務を課さなくても、義務があるかのように会員に思わせて会員に活動参加させることは、会員の自己決定権・知る権利を侵害する可能性がある。

③について、憲法 14 条は、合理的理由のない差別を禁止するが、PTA が、児童生徒を対象とする活動を行う際に、保護者が PTA 会員であるか否かによって異なる対応をする場合、これが絶対に不合理な差別とまでは言い切れないと思われる。但し、PTA 会員が何らの負担も負っておらず、会員・非会員で区別する必要はないのに、PTA が非会員の子に対し差別的言動に出たといった場合であれば、平等権侵害の問題となることはあり得る。

なお、PTA は学校教育を支援する団体であると考え、児童生徒を対象とする PTA 活動は、学校が決定する学校教育の一部を PTA が支援という形で行うものということもできる。学校教育は全児童生徒に対し公平に行われねばならず（憲法 26 条、私立学校の場合は在学契約）、学校教育の一部を担う PTA が児童生徒に対し不公平な取り扱いをすることは、学校が児童生徒に対し不公平な取り扱いをしたとして、学校との関係で、憲法 26 条違反や在学契約違反の問題が生じる可能性はある。³

また、人権・法的問題を別にしても、PTA は営利目的の団体ではなく、PTA の活動場所である学校の「全ての児童生徒」の教育補助等の非営利活動を行なうのが通常であろう。そして、そうであるからこそ、PTA は社会的信頼を有し、学校からも一定の優遇措置（無償の施設利用等）を受けているはずであり、PTA 会員ではない子を排除するような活動は慎むべきであろう。⁴

④について、PTA 委員については、自ら立候補して委員となる者が不足し、抽選などにより、本人の意思に反してでも委員に選出することも多いと思われる。こうした抽選の場面で、「どうしても委員になることはできない」と述べる者に対し、委員になれない理由を説明させ、その場にいる保護者の多数決で「委員免除」とすることを決めるルールがある PTA も多いのではなかろうか。

このようなルールは、たとえば本人や家族の病気などセンシティブな理由についても、告知を事実上強制する可能性がある。こうしたセンシティブな情報の告知を強制するようなことは、プライバシー権（憲法 13 条）の不当な侵害にあたる可能性がある。

⑤について、人格権は憲法 13 条で保障されると考えられており、一般に許容される範囲を超えて、不当に個人攻撃・名誉を棄損するような行為に出ることは人格権侵害となりえる。また、程度によっては脅迫罪や名誉棄損罪などが成立する可能性もある。熱い思いを持って議論することは当然あつてしかるべきであるが、感情的になり過ぎて侮辱的な発言をする・良からぬ噂話を広めるようなことは慎まねばならない。

なお、上記①～⑤のいずれも、不当な人権侵害があった場合、人権侵害行為を行なった者は、不法行為（民法 709 条）として損害賠償義務を負うことがある。

³ 星野豊・筑波大准教授「PTA の法的地位（3）」（筑波法政 73 巻）では、「PTA はあくまで任意団体であり、学校の行う学校教育を保護者の立場から支援する立場に過ぎない以上、個々の保護者に対して学校教育上何かの権限を有しているわけでもなく、学校教育に関する義務や責任を負うとも言えないものと考えられる。」と述べられている。学校教育については学校が決定権を有し、PTA は学校を支援するに過ぎないから、PTA の行う教育支援活動については学校が責任を負うという趣旨と思われる。

⁴ 木村草太・東京都立大学教授は、学校教育法 137 条・いじめ防止対策推進法を根拠に、PTA は学校教育目的活動を行うものであり、PTA 会員の子である児童生徒のみを対象とする活動をすることは許されないと主張する。

(3) 小括

以上のように、PTA で起こりがちな上記①～⑤は、人権問題を含んでいる。

「PTA 対保護者」の場面では、通常、保護者は弱者の立場にある。

従って、PTA の立場で、活動の存続ばかりを考えるのではなく、弱者のための人権という観点から、PTA のやり方に問題がないか、考えるべきであろう。

PTA は、過去の活動を続けることが目的ではない。過去の活動が素晴らしいものであったとしても、そのために人権侵害・法令違反があってはならない。先述したように、憲法をはじめとする法令を遵守するということが最低限守るべき当然の要請であり、これに優先するルール・伝統などはありません。人権侵害・法令違反の可能性のあるような強制力が無くても存続する PTA を目指すべきである。

3 西同協における人権問題

(1) 問題点

西宮市人権・同和教育協議会（西同協）にも、上記 PTA と同じ問題があったと考えている。問題があったと考えるのは以下の点である。人権の基本である自由の観点が欠けるゆえの問題と考えている。

- | |
|-------------------------------|
| ① 退会自由ということ十分に周知していなかった。 |
| ② 事実上、西同協の活動に PTA は参加強制されてきた。 |

そもそも、各 PTA は、西同協についてどのような認識をお持ちであろうか。西同協は、「同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の早期解決をめざし、全ての人権が尊重され、差別のない豊かな社会の実現のため、人権教育の推進と啓発に努力することを目的とする」団体である（西同協会則 2 条）。

西同協は、形式的には民間団体ではあるが、西宮市の人権教育推進課内に事務を置き、市職員が事務方を務め、収入の大部分は市からの補助が占めており、市の外郭団体のようなものといえるだろう。

会則には明記されていないようだが、総会その他の会議では、出席者の多数決により決議される。西同協の入退会は自由であるが、各 PTA は、数十年前に西同協会員となり、そのまま毎年会員継続し、活動参加している状態であると思われる。「西同協には参加しなければならない」という認識で、そもそも退会の可能性にすら意識が及ばない PTA も多いのではなかろうか。

(2) ①退会自由の周知について

一般社会においては、法的知識が十分でない市民が、契約内容をよく理解しないまま契約締結に至って不利益を被るという状況が往々にして生じる。このため、たとえば消費者契約や労働契約の分野では、事業者側に契約内容や注意点を書面で告知すべき義務が法律上定められている（特定商取引法 5 条、宅地建物取引業法第 35 条、労働契約法 15 条等）。これらは、一般市民の知る権利（憲法 21 条）、自己決定権（憲法 13 条）を充足させる側面を持つともいえる。

上記の通り西同協は、人権教育の推進・啓発に努力することを目的とする団体であり、かつ市の外郭団体といってよい地位にあることも考えれば、会員が会員継続するか否かの判断をする場面においては、会員がその判断をするために十分な情報、とりわけ入退会自由の事実は判断の前提として明確に示し、会員の知る権利・自己決定権に十分に配慮すべきである。

この点、当 PTA で確認した限り、西同協から退会可能と認識できる資料は、会則と委員推薦依頼書（4 月に西同協から各団体に配布）のみである。会員推薦依頼書には、5 月 5 日に定期総会の開催を予定しているため、「それに先立ち、各団体（機関・学校園所・団体）の会員継続の確認と共に、各専門部に分かれ活動していただく本年度の委員を推薦していただきたいと思っております。」との記載があり、「会員継続の確認と共に」という文言からは、会員継続しない選択もあると読み取れる。

PTA は 1 年で役員・委員が交代するのが通常であり、4 月に新たに役員・委員となったばかりの者が、上記 2 つの資料のみをもって西同協退会（会員継続）の是非を検討することは実際上不可能である。

このような状態で、PTA が、西同協担当委員を通じて、西同協会員継続の意思表示を行ったとしても、これを真意に基づく意思表示と捉えるべきとは考えられない。

しかし西同協からの情報提供は、上記 2 点のみである。特に、「委員推薦について」題する書面に、わずかに「会員継続の確認と共に」の 10 文字を記載した点を見れば、西同協は会員減少を恐れ、敢え

て積極的な情報提供を行わなかったのではないかと推測してしまう。このような行為は、会員の真意に基づく意思決定を阻害するもので、PTAの知る権利及び自己決定権を侵害するものと言い得る。⁵

この問題は、保護者のPTAへの入退会の場面の問題と全く同じである。

(3) ②活動参加強制について⁶

上記の通り、PTAはよくわからないまま西同協会員を継続している状態と思われる。PTAが、よくわからないまま真意に基づかず西同協に加入し、活動参加しなければならないと誤解したまま西同協の活動に参加してきたとすれば、この時点で任意に活動参加しているとは言い難い。

また西同協は、毎年研究集会を開催しており、各PTAは約10年に一度、発表の当番が回ってくる。この発表当番は、約10年後まで決められている。PTAが団体であることを考えれば、10年前の決定に従うのもやむを得ないかもしれないが、10年前とは全く構成員が変わっているにもかかわらず決定に従わざるを得ないというのは、実際に発表を担当する者からすれば発表を強制されるに等しい。今年度はPTA部会が開催されておらず、PTA部会の活動がどのように行われているか不明だが、1年限りの西同協担当者が、PTA部会の活動について意見を提出することすら通常困難ではなからうか。

このようにPTAの担当委員はほぼ知識も無いまま西同協に参加せざるを得ず、部会活動決定の場に参加しても、意見することは困難であり、継続的に部会運営に関与している西同協事務局の意見に沿った活動となっているのではなからうか。特に、研究集会の発表当番は問題で、ほとんどのPTAでは、発表当番に参加しなくてよいなら参加したくないと考えているのではなからうか。もし、積極的に参加したいというPTAが多数存在するのであれば、上記のように発表当番を決める必要はない。すなわち、発表当番の決定においては、恐らく大多数のPTAが発表など希望していないにもかかわらず、事実上、発表を強制されていると言わざるを得ない。このように、大多数PTAの意思が反映されているとは言い難いまま、研究集会発表の活動が継続していること自体、多数決が実際には機能しておらず、PTAの自己決定権（憲法13条）が十分に守られているとは言えないのではないか。

発表当番の問題は、ノルマ制で動くPTAと保護者の関係と同様の問題があるといえる。

Ⅲ 当PTAにおける取り組み

1 会則改正

(1) 会則改正前の当PTAの状況

昨年度、当PTAにも3頁記載①～⑤の問題は無いとは言えず、下記の様な状況が存在した。

- ① PTA加入の意思確認は無く、基本的に保護者全員PTA会員とされる。
- ② 会則には記載がないものの「子供1人につき1回」のノルマがあることが暗黙のルール。
- ③ 加入の意思確認が無く基本的に保護者全員が会員であったため、非会員の子供に対する差別的取扱いの問題は無かったが、PTA入退会自由の告知後、保護者から「非会員が増えて旗振り活動にも参加しない人が増えるとすれば、旗振り活動に参加しない保護者の子供を、PTAが管理する登校班に入れるのはおかしくないか」という意見が出された事がある。
- ④ 涙ながらに、「どうしてもPTAに参加できない事情があり、その事情をみんなの前で言わないといけないと思って話した」と訴えた保護者がいた。
- ⑤については、詳細は控える。

昨年度、上記のような問題や、保護者の多くがPTA活動を負担に感じているらしいことを認識したことから、会員全体に対し、PTAに関する意識調査アンケートを実施した。アンケート結果（回収率約48%）には、「当PTAの各種活動を総合的に考えた時の満足度」の平均点は3.1点（5点満点）、「役員・委員をして良好な人間関係ができたか」という質問に対する回答の平均点は3.96点（5点満点）など、PTA活動に特に問題がない、あるいは参加して良かったと評価する回答もあった。

⁵ PTAは権利能力なき社団であるが、性質上可能な限り権利能力なき社団も人権享有主体となる事を前提とする。

⁶ 今年度、西同協PTA部会が開催されていないため、当PTAの担当委員は、部会に参加したことはない。このため、部会における手続き等に関して誤解がある可能性があることを断っておく。

しかし他方で、以下のような回答も注目すべき点として挙げねばならない。

○「今のあなたにとって、PTA はどのような存在ですか」という質問に対し、最多回答は「子供 1 人に 1 回役員・委員と言うノルマのクリアが目標」(52%)

○PTA の役員・委員経験の負担感の平均点は 4.11 (5 点満点)

○『「子供 1 人につき 1 回は総務役員か各種委員をすること」というルールがない場合、総務役員・委員をしたいと思いませんか』を点数で評価してもらったところ、総務役員は平均 1.28 点、委員は平均 1.83 点 (5 点満点)

上記回答からは、多くの保護者は PTA 活動への積極的参加意思は薄く、負担感も大きい事がうかがわれた。それにも関わらず長年同様の状況が続いており、多数決原則が機能していないと考えられた。これを受けて、保護者が PTA 活動に強制感を感じず主体的に参加できるようにすると共に、上記人権・法的問題は正を指し会則改正に向けて動くこととし、度々検討会・説明会等を行ない、臨時総会を開催して、大半の会員の同意(有効投票の約 93%、全会員の約 75%)を得て会則を改正した。

(2) 改正のポイント

以下のように第 4 条に「本会の責務」として、PTA 運営の心構えを置いた点は重要である。

第 4 条 (本会の責務)

本会は、学校・家庭・社会の協力により児童の育成と幸福をはかることを目的とする団体であってこれを理由として種々の利益を享受していること、任意加入団体であるとともに会員の協力を得て活動していること、最終的な決定権限が会員の多数決に基づくものであることを自覚し、以下の点を遵守しなければならない。

- (1) 児童を対象とする活動については、活動のための金銭的支出その他会員の負担の有無を問わず、会員・非会員その他児童の保護者の立場の差により児童の対応にいかなる差も設けないこと。
- (2) 非会員に対し、入会を強制せず、入会しないことを非難しないこと。
- (3) 営利的、宗教的、政治的な活動を行わないこと。
- (4) 会員に対し、法令、本会則、その他本会の規約(本会則第 7 条 4 号により総会で定められる取り決めを言う)および細則(本会則第 1 1 条 2 項に規定される総務会で定められる取り決めをいう)に定められていない義務を強制し、あるいは不当な圧力を用いないこと。
- (5) 会員に不当・過大な負担が生じていないか注意すること。
- (6) 前例、役員・委員その他一部会員の意見、本会外部者の意見などを重視するあまり、会員の多数意見から離れた運営とならないよう、会員の多数意見をくみ取るように努めること。

4 条柱書は、PTA が児童の育成・幸福をはかることを目的とすることや、強制加入団体ではなく任意の協力で成立する団体であるという当然のことを記載して、前記問題①(加入意思確認)、前記問題③(非会員の子供に対する差別的取扱い)といった人権問題の発生を防ぐべく PTA の大原則である法令遵守を促すとともに、PTA の大原則である多数決団体への自覚を促した。

4 条(1)は、前記問題③(PTA 非会員の子供に対する差別的取扱い)を防ぐ趣旨である。

4 条(2)は、前記問題①(PTA 加入意思確認)、前記問題⑤(人格攻撃等)を防ぐ趣旨である。

4 条(4)は、前記問題②(正当に作成されていないルールに基づく義務)を防ぐ趣旨である。

4 条(5)は、アンケートで保護者の負担感が大きいことがうかがわれたことを受け、そのような負担を課す活動を防ぐ趣旨である。

4 条(6)は、保護者の多数意見が反映されていない状況が生じていたことを受け、今後は多数意見を意識してもらいたいという趣旨である。

ほかにも、前記問題①(PTA 加入意思確認)に関して、入退会自由と会則に明記した。

前記問題②(正当に作成されていないルールに基づく義務)に関して、必ず定員を集めて活動を行うために、暗黙のルールとして「ノルマ」が定められたものと思われるが、そもそも委員が集まらない部は需要が無いということである。委員が集まらないからこそ「ノルマ」を課すのだが、そのような部については「当年度の活動を行なわない。」と定めた。また、ノルマがあるからこそ、「委員にな

れない理由を話さねばならない」といった「ルール」が生まれることにもつながるため、ノルマを廃止することにより、前記問題④（プライバシーにかかわる情報の告知）の解決にもつながる。

PTA が多数決団体であり、多数決を意識する活動とすべきであることは前記の通りであるが、多数決は時に不当・違法に弱者を攻撃する恐れがある。このため、法令（憲法も含まれる）を守る意識を持ってもらいたいという意味も込めて、4条・7条には「法令」という文言を加えた。

そして、会則を当 PTA の HP (<https://uegaharasyo-pta.jimdofree.com/>) に掲示し、誰でも、いつでも閲覧できるようにした。なお、当 PTA の HP は非常に充実しているので、是非ご覧いただきたい。

「ノルマが無いと、PTA がうまく回らないのでは」と述べる者は多い。しかし、何をもって「PTA がうまく回る」と考えるべきか。保護者の多数意見に反してでも、全ての部に多くの人を集めて活動することが「うまく回る」ということなのだろうか。保護者の自由な選択に任せ、多数保護者の判断で必要とされる活動を行なうことこそが、「うまく回る」ということではないだろうか。

このように、活動参加への強制力を排除し、積極的に参加する意欲を持った保護者が自由に参加する事で「楽しく気軽な PTA」とすると共に、大原則である法令遵守・多数決を守り、PTA に対して弱者の立場にある保護者に対する人権侵害が起こらない PTA を目指して、会則改正を実現した。

2 西同協に対する申し入れ

当 PTA は、西同協に対し、上記西同協の問題（①退会自由の周知の欠如、②活動参加強制）の是正を求め、本年 2 月ころから繰り返し申し入れを行なった。

(1) ①退会自由の周知欠如の問題について

この点について西同協は、当初「入退会自由であることは会則を見れば明らか」などとして、是正を拒絶したが、今年 7 月、当 PTA から質問書を送付したところ、下記のような回答があった。

質問 1： 今後、毎年 PTA に対し、入退会自由という点を積極的に告知し、PTA が真に任意に入退会を検討・決定可能とするつもりはありますか。
回答：現状が充分周知されていないのご意見から、任意加入であることについてさらに周知を広げていきます。各団体の主体的な活動であることを正しく認識していただき、単位 PTA においても会員の総意で入会の検討・決定していただければと考えます。
質問 2： 積極的に告知するつもりがある場合、どのような方法で告知されるか、具体的にお聞かせください。
回答：現在、新年度ごとに委員を推薦していただく文書をお送りしています。その時点で継続の意思を確認させていただいておりますが、令和 3 年度の委員推薦依頼文書を見直し、会員継続の確認において、さらに理解を深めていただけるよう、入退会の任意と市民による主体的な社会教育団体であることを理解していただく文章を明記します。

西同協が、入退会自由である点を積極的に告知すると決定したことは評価したい。

当 PTA からの働きかけにより、前述のような人権問題の解決につながったものといえる。

(2) ②活動参加強制の問題について

活動参加強制、とりわけ研究集会の発表当番の割当の点についても、当 PTA から是正を求めたが、これに対する西同協の回答は「発表当番の決定は民主的に行われている」などとして是正を拒絶するものであった。その後の当 PTA からの質問状に対しても、研究集会は継続するとの回答であった。

しかし前記の通り、発表当番の割当は、現在の PTA 構成員とは全く違う 10 年前の PTA 会員により行われている。そして、このような発表当番の割当により発表しなければならない状況に置かれることは、現在の PTA の大多数は求めていないと考えられる。このように、多数決原理が適切に機能せず、西同協との関係で弱い立場にある PTA の自己決定が侵害されていると言ええる状況は問題であり、今後も西同協に対しては是正を申し入れることとしたい。

なお、西同協としては、「人権教育の必要性は存在する以上、研究集会は継続する」という意見のようだが、人権教育の必要があるとしても、事実上 PTA の自己決定によらず当番を割り当てることに問題はあ。特に、西同協は人権啓発団体なのであるから、他団体以上に慎重に考えるべきであろう。

更にいえば、当 PTA では、今年度の研究発表に向けて、可能な範囲で過去の PTA 発表の内容を確認したところ、資料は大部だが人権とはほぼ関係のない事柄に関する発表が多数という印象である。こうした発表が続いていることは、西同協が「研究集会は続けるほかない」という固定観念にとらわれ、抜本的改革ができていないことをうかがわせる。今後、西同協は真剣にこの点に取り組まれない。

IV おわりに

1 本書面提出前の西同協からの要望

本書面は、西同協の連絡を受けて1度訂正している。訂正前の原案を西同協に送付したところ、10月9日に西同協から「分量が多すぎるので減らして欲しい。西同協に関する記載は、以下の理由から削除して欲しい。○書面交流になじまない。○PTAの実践報告を書いてほしい。○公に対する批判は良いが、私的団体の批判を書くのはおかしい。○人権侵害と大きく取り上げるほどのことではない。」という連絡があった。分量制限については当 PTA の見落としであり、圧縮したのが本書面である。

西同協に関する記載については、以下の理由から削除しないと伝えた。

- 書面交流は、他団体の取り組みを知ることで、多様な意見を知り、ひいては参加者の人権意識を高めることが目的のはず。本書面記載の問題意識を提示することは、まさに交流会の目的に合致する。
- 西同協による人権侵害の可能性ある行為を是正するため、当 PTA から西同協に申し入れを行なった。PTA からこのような申し入れをする事など考えていなかった PTA も多いと思われ、まさに PTA における実践である。過去の PTA の研究集会における発表が許され、今回の申し入れが PTA の実践ではない・書面交流になじまないなどということはある得ない。
- 団体の公私を問わず、名誉棄損に該当するような場合で無い限り、批判は許容されねばならない。
- 人権啓発団体たる西同協において、小さくても人権侵害の可能性ある行為などあってはならない。

2 今後の PTA・西同協・市教委について

上記のように、過去の研究集会の PTA の資料を見るに「大部だが、人権とほぼ関係しない」といってよいものが多数が見受けられ、PTA が何のために研究集会に参加しているかよく理解できていない可能性がある。この原因は西同協自身に問題がある事は前記の通りであるが、PTA も西同協も、何のためにこの研究集会をしているのか、今後の活動をどうすべきか、真剣に考えるべきであろう。

また、西同協が取り上げる人権問題は平等権の問題に偏っているのではないかという印象も受ける。人権問題は幅広く存在するのであり、人権啓発活動においては、そもそも人権の意義から解説することが必要ではないか。これまで西同協が、任意加入・退会自由の事実すら十分告知してこなかったことを見るに、西同協が人権の意義を十分に理解しているのだろうかという疑念を覚える。

PTA に、西同協の活動に関する判断力・発言力がどの程度あるといえるだろうか。西同協の存続を考えるあまり、会員の意思の尊重・反映が疎かになってはいなかっただろうか。人権の基本は強者による制約からの解放・自由であり、PTA が真に自由に活動できる状況を作ることが、市の外郭団体的立場にあり、人権啓発団体である西同協の責務なのではないだろうか。

西同協に対し厳しい意見を述べているが、これは時代が変わるとしても人権の価値がいささかも低くなることはなく、むしろ多様化する社会の中では、今よりも一層人権教育が重要となると考えられることから、歴史ある西同協が有意義な団体となることを願ってのことである。PTA も西同協も、単に今まで通りの活動をするのではなく、自身の存在意義・活動目的について真剣に見直さねば、今後の時代、有意義な存在ではいられないだろう。各 PTA には毎年数百人の保護者が、西同協研究発表には毎年 100 人近い PTA 担当者が活動に関与し、今後、何千・何万人に影響がある。PTA・西同協の活動に関与している市教委も同様である。もちろん各団体とも、団体・活動の事を真剣に考えておられることだろうが、今一度、団体及び人権の意義についてよく考えてみられてはどうだろうか。

西同協にも言うべき事は言える事を明らかにする意義（PTA 部会で同様の意見を述べたとしても、殆どの PTA には伝わらないため、本書面に記載する意義は大きい。本書面で西同協についてここまで批判した事も、PTA の実践である。なお、西同協から上記要望はあったが、最終的に西同協に関する記載を削除しなかった点には感謝する。）も考え、報告を行なった。